

東佐賀病院 面会規程

（目的）

第1条 本規程は、入院中の患者とその家族等との面会が患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることから、患者と家族等との面会に関する基本的な考え方及び運用方法を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。

- 2 面会を制限する場合は、市中や院内の感染症の発生状況に応じて、面会の頻度、時間を検討し合理的な範囲とする。
- 3 患者が易感染性である場合などは、追加の制限を検討する。
- 4 必要以上に厳格な制限を行わない。
- 5 細則に則り、方針を決定する。

（面会時間）

第3条 面会時間は、原則、病院の指定する時間とする。

- 2 1項以外の時間については、患者の状態や緊急性に応じて病棟責任者が感染対策チーム（ICT）と協議して判断する。

（面会場所）

第4条 面会場所は原則、病室または指定の面会場所とする。

（面会者）

第5条 面会者は、家族、親族、キーパーソン、患者に必要な支援者とする。

（面会の条件）

第6条 次に掲げる事項を面会の条件とする。

- 1）手指衛生を行い、サージカルマスクを着用すること
- 2）発熱や咳、嘔吐、下痢などの症状がある場合は面会を行わないこと
- 3）同室患者の療養環境に配慮すること

（面会の制限）

第7条 次に掲げる場合、面会を制限することがある。

- 1）市中の感染症の発生状況

(インフルエンザの場合、佐賀県県の定点あたりの報告数が10人以上)

- 2) 医療安全上の必要がある場合
- 3) 患者が安静を必要とする場合
- 4) その他院長が必要と認めた場合

(特別な配慮)

第8条 次に掲げる場合、特別な配慮を行う場合がある。

- 1) 終末期の患者
- 2) 認知症等で精神的な支援が必要な患者
- 3) 障害等により家族や支援者の支援が必要な患者

(規程の見直し)

第9条 本規程は、感染状況・社会情勢・院内の状況等を踏まえ、定期的に見直しを行う。

附則

この規程は、2026年6月1日から施行する。